

令和8年度

「緑の募金公募事業」

実施団体を
募集します！

「緑の募金公募事業」は、県民の皆様から寄付いただいた「緑の募金」を活用して、地域の団体や自治会、学校等が自ら森林整備活動や緑化活動に取り組む事業です。事業を通じて「住みよい島根」「住みよい地域」の実現を目指す皆様からの応募をお待ちしています。

1 募集対象事業

区分	事業内容	交付限度額または補助率
森林整備事業	●公益的機能の維持・増進等を目的とした森林整備 ●森林・林業作業の体験・研修等を目的とした森林整備 ●学校林等の整備 など	50万円以内
環境緑化事業	●地域の憩いの場、潤いの場等の環境緑化活動 ●学校、保育園等での環境緑化活動 など	50万円以内 (学校、保育園等は30万円以内)
緑化普及事業	●イベント開催などによる緑化運動の普及、啓発活動 ●緑化に関する知識・技術の向上や地域の活性化、都市との交流促進に向けた活動 など	事業費の1/2以内 (交付額は50万円以内)
国際緑化協力事業	●海外における砂漠化防止などのための森林整備活動等	事業費の1/2以内 (交付額は50万円以内)



2 事業実施にあたっての基本的事項

- (1) 事業の実施に当たっては、申請者の無償の労力提供を原則としています。ただし、専門的な知識・技術が必要な場合は事業費の50%以内で外部委託できます。(学校、保育園等は例外規定あり)
- (2) 事業地は、申請者の所有する土地、公共用地及び地権者との貸借関係が明確になっている借地等とし、公園等での事業は、管理者が行うべき事業に該当しないものを対象とします。
- (3) 採択は新規応募団体、新規事業を優先し、同一団体からの継続申請は原則3年間とします。また、他の助成事業等と重複申請している場合は採択しない場合があります。
- (4) その他事業の詳細は、下記ホームページから交付要領、募集要領をご確認ください。

3 応募期間

令和7年12月1日(月)

令和8年1月30日(金) **必着**

※申請から実施報告までの書類は、すべて事業実施場所の市町村緑化担当課(裏面)へ提出してください。なお、事業の採否は、令和8年3月下旬にお知らせします。

問い合わせ先

各市町村緑化担当課(裏面) または 公益社団法人 島根県緑化推進委員会

〒690-0886 松江市母衣町55番地 島根県林業会館内
TEL:0852-21-8049 FAX:0852-21-8231
Eメール:info@shimane-green.or.jp

ホームページから様式などがダウンロードできます
<https://www.shimane-green.or.jp/>

